

2.5 青森県人材センター運営事業委託

(1) 概要

青森県福祉人材センター運営事業及び福祉人材バンク運営事業の委託を内容とする。平成6年4月7日制定の「青森県福祉人材センター運営事業実施要綱」によれば、次のとおりである。

① 青森県福祉人材センター運営事業

青森県福祉人材センター（以下「人材センター」という。）運営事業は、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって県民ニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくことを目的とする。

事業主体は青森県であるが、社会福祉法第93条第1項の規定に基づき、人材センターとして指定した県社協に事業の全部を委託する。

人材センターは次の事業を実施する。

- ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- イ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施
- ウ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施
- エ 社会福祉事業従事者に対する研修の実施
- オ 福祉人材確保相談事業
- カ 福祉に関する啓発・広報事業の推進
- キ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

② 福祉人材バンク運営事業

福祉人材バンク運営事業は、地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、人材センターと一体的に福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施し、広域的な福祉人材確保対策の推進を図ることを目的とする。福祉人材バンクは、人材センターの支所として位置づけられている。

事業主体は青森県であるが、社会福祉法第93条第1項の規定に基づき、人材センターとして指定した県社協に事業の全部を委託する。

福祉人材バンクは次の事業を実施する。

- ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- イ 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進
- ウ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

上記の青森県福祉人材センター運営事業実施要綱に基づき実施する福祉人材バンク運営事業の委託のため、県社協は、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会と契約を締結している。

委託期間は平成15年4月1日から平成16年3月31日までであり、委託料は各7,350千円である。

(2) 福祉人材センター事業に関する収支

		福祉人材センター	
人件費支出(注1)	21,018,312	福祉人材センター	46,421,000
事務費支出	109,945	事業受託料収入	2,085,000
事業費支出(注2)	27,225,093	雑収入	10,300
負担金支出	53,000	受取利息配当金収入	50
固定資産取得支出	210,000	経理区分間繰入金収入	100,000
資金支出合計	<u>48,616,350</u>	資金収入合計	<u>48,616,350</u>

(注1)【人件費支出の内訳】

職員俸給	12,363,426
職員諸手当	5,316,877
法定福利費	2,215,009
職員共済掛金	96,000
退職積立金	1,027,000
人件費支出合計	<u>21,018,312</u>

(注2)【事業費支出の内訳】

謝金	2,252,000
諸交通費	792,660
消費品費	1,432,096
印刷製本費	1,240,400
燃料費	10,000
修繕費	28,350
通信運搬費	1,588,264
会議費	231,857
広報費	1,248,555
手数料	1,173,752
借料	2,418,923
業務委託費(※)	14,808,236
事業費支出合計	<u>27,225,093</u>

※ 業務委託費のうち14,700,000円は、弘前市及び八戸市両社協への福祉人材バンク事務処理委託料である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

2.6 ねむのき会館管理運営委託

(1) ねむのき会館の概要

ねむのき会館は、身体障害者福祉法第 31 条の 2 に規定する身体障害者福祉センター(A 型)である。所在地は、青森市大字野尻字今田 52 番地 4 号、主な施設は、本館(鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 1,790.75 m²)、体育館(鉄骨造、延床面積 727.99 m²)、屋外プール(20m 競泳 3 コース外、887.174 m²)であり、昭和 48 年 11 月に開館している。青森高等技術専門学校と敷地を共有しており、グラウンドは専門学校の管轄である。開館当時は、全国初の身体障害者福祉センターA 型施設であった。

(身体障害者福祉法第 31 条の 2)

身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

(注)「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成 15 年 3 月 12 日、厚労令第 21 号)の第 65 条以下で、身体障害者福祉センターA 型は、体育館、プール等の設備を備え、身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行うものとされている。

ねむのき会館の設置に関する根拠条例は「青森県身体障害者福祉センター条例」(昭和 48 年 10 月 11 日、青森県条例第 38 号)であり、同条例第 3 条は、「知事は、身体障害者福祉センターの管理の業務のうち適当と認めるものを他に委託することができる。」と規定している。

平成 15 年 4 月 1 日付の「平成 15 年度青森県身体障害者福祉センターねむのき会館管理運営委託契約書」第 2 条では、委託業務の内容を、「会館の施設、附属設備及び備品の維持保全並びに会館の利用者に対する便宜の供与の業務とする」と記載している。

平成 16 年 10 月 1 日現在ねむのき会館には、財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会外福祉関係の 6 団体が入居している。従来、入居団体は県に対して「ねむのき会館利用に関する念書」を差し入れるだけで、期間の定め、場所の特定、使用面積の特定もなく、光熱水費等に関する負担の規定もなかった。平成 17 年度からは、入居団体に対する行政財産の使用許可という形に改め、光熱水費の実費負担を求めることになった。

ねむのき会館は、毎週火曜日と国民の祝日及び年末年始が閉館日となっている。

(2) ねむのき会館管理運営事業の収支推移

(単位:円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託金収入	49,290,000	48,534,000	48,768,000
雑収入	0	0	27,600
受取利息配当金収入	16,706	3,110	4,739
会計単位間繰入金収入	0	534,000	196,000
経常収入計	49,306,706	49,071,110	48,996,339
人件費支出	(37,131,000)	(37,720,095)	(37,860,935)
職員俸給	18,713,100	18,739,800	18,780,300
職員諸手当	10,514,650	10,734,941	10,418,187
非常勤職員給与	2,297,510	2,302,760	2,720,105
賃金	201,000	171,000	140,600
法定福利費	3,849,290	3,463,973	3,954,876
退職金	0	2,070,435	1,608,937
退職共済掛金	1,555,450	237,186	237,930
事務費支出	(10,413,470)	(10,141,560)	(9,974,373)
福利厚生費	99,015	64,905	76,665
旅費交通費	138,520	87,400	136,220
消耗品費	935,079	678,118	733,076
水道光熱費	2,254,209	1,902,757	1,820,434
燃料費	2,341,968	2,363,193	2,031,372
修繕費	522,540	933,454	1,223,974
通信運搬費	246,898	330,142	235,812
会議費	0	6,300	0
業務委託費	2,935,836	2,998,411	3,090,790
手数料	864,040	756,380	619,030
諸会費	7,000	7,000	7,000
負担金支出	13,500	13,500	0
雑費	54,865	0	0
事業費支出	(1,762,236)	(1,209,455)	(1,147,531)
諸謝金	90,000	92,000	92,000
旅費交通費	53,940	63,800	26,680
消耗品費	974,718	385,359	327,654
印刷製本費	120,000	218,500	157,500
車輛費	39,500	39,500	39,500
燃料費	40,000	40,166	44,888
手数料	193,650	153,400	172,320
損害保険料	230,730	216,730	286,989
雑費	19,698	0	0
負担金支出	(0)	(0)	(13,500)
経常支出計	49,306,706	49,071,110	48,996,339
経常活動資金収支差額	0	0	0
施設設備等資金収支差額	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
当期資金収支差額合計	0	0	0
前期末支払資金残高	0	0	0
当期末支払資金残高	0	0	0

(2) 監査の結果

備品の管理状況を除き、特に指摘すべき事項はない。

(指摘事項)

備品供用票により備品の現物の管理状況を見たところ、備品供用票は存在したまま現物は廃棄済みで見当たらないというものが散見された。固定資産の管理については、最低でも年に一度は現物を確認し、使用状況や異動の有無、廃棄処理の必要性などを検討する必要がある。

2.7 青森県障害者スポーツ振興事業委託

(1) 概要

障害者の社会参加の一層の促進を図るとともに、障害者の日常生活をより豊かにするため、生活の中で楽しむことのできるスポーツや競技するスポーツへの取り組みを積極的に推進することにより、障害者スポーツの普及・振興を図るものである。

事業内容は、①障害者スポーツ研修会開催事業、②障害者スポーツ教室開催事業、③障害者スポーツ強化事業、の三つである。この事業は平成 15 年度から開始したもので、平成 17 年度までの 3 年間の事業である。

平成 15 年度の県社協に対する委託料は 2,347 千円であるが、うち 1,800 千円は、障害者スポーツ強化事業の助成金として 3 団体に各 600 千円宛交付されている。その 3 団体とは、青森車イスバスケットボールクラブ、青森県ポッチャクラブ及び青森スレッジホッケー協会である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

2.8 障害者情報リテラシー向上支援事業業務委託

(1) 概要

視覚障害者や上肢障害者に適したパソコン講習会の開催や機器操作支援を行うことのできる人材を育成し、障害者の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を支援することを目的とする。

平成 15 年度の事業内容は、①周辺機器体感ルームの開設、②講習会の実施、③パソコンの貸し出し、④講師ボランティアの発掘・育成等である。

この事業は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の県単事業であり、平成 15 年度の委託契約金額は 2,220 千円であったが、支出が少なかったため 343 千円を返還し、最終委託料は 1,877 千円となった。

今後は、国庫補助事業である IT サポートセンターの採択を目指しており、それが認められれば、現在の館長室及び応接室を用途変更して対応する予定である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

2.9 県民福祉プラザ管理運営委託

(1) 施設の概況

県民福祉プラザは平成 10 年 4 月に、自立と社会参加を促し県民の福祉意識を高めるため、行政と民間団体の連携により福祉の総合的なサービスを提供する拠点として青森市中央三丁目 20 番 30 号に設置された。入居機関団体は社会福祉法人青森県社会福祉協議会、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団等の福祉関連団体であり、設置施設は県民ホール、研修室、多目的室等である。

施設の構造は鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建、延床面積は 12,792.65 m²、敷地面積は 6,844.79 m²である。建築価格は約 57 億円であり、管理運営は青森県県民福祉プラザ条例第 5 条によって県社協に全面委託されている。

(青森県県民福祉プラザ条例第 5 条)

知事は、プラザの管理の業務のうち適当と認めるものを社会福祉法人青森県社会福祉協議会に委託することができる。

平成 15 年 4 月 1 日付「県民福祉プラザ管理運営委託契約書」によれば、委託業務の範囲は、①県民福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営、②プラザの土地、建物、附属設備及び備品の維持保全、③プラザ利用者に対する便宜の供与の業務、④県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納事務である。

(2) 収支の状況

平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 期間の県民福祉プラザに係る資金収支は次のとおりである。なお、下記の表では県社協の決算書に基づき受託料収入の返還額を事業費支出の「返還金」勘定で両建経理している。平成 13 年度から平成 15 年度までの受託料収入の純額は各々、134,990,126 円、131,631,834 円、128,133,000 円である。

(単位:円)			
科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託金収入	136,597,000	131,883,000	131,515,000
受取利息配当金収入	4,147	408	213
会計単位間繰入金収入	1,230,000	0	103,742
経常収入計	137,831,147	131,883,408	131,618,955
人件費支出	(28,793,130)	(27,249,436)	(27,112,749)
職員俸給	11,402,700	10,589,310	10,145,100
職員諸手当	5,930,522	5,258,292	5,803,965
賃金	7,362,760	7,332,560	7,472,800
法定福利費	3,094,948	3,059,374	2,871,104
退職金	954,200	961,900	760,000
退職共済掛金	48,000	48,000	59,780
事務費支出	(102,821,710)	(101,578,398)	(98,307,056)
福利厚生費	175,270	172,760	162,875
水道光熱費	37,934,141	30,045,163	28,352,447
燃料費	0	5,363,400	4,074,795
修繕費	0	1,430,563	2,542,575
業務委託費	64,712,299	64,566,512	63,174,364
事業費支出	(5,459,560)	(3,050,774)	(6,199,150)
謝礼金	10,000	30,000	30,000
旅費交通費	2,600	5,200	5,200
消耗品費	1,583,347	1,537,435	1,530,198
印刷製本費	175,886	286,477	152,600
修繕費	1,685,949	0	0
通信運搬費	333,464	354,446	341,697
手数料	0	327,100	71,195
賃借料	61,440	203,650	630,960
業務委託費	0	55,300	55,300
返還金	1,606,874	251,166	3,382,000
負担金支出	(0)	(4,800)	(0)
会計単位間繰入金支出	(756,747)	(0)	(0)
経常支出計	137,831,147	131,883,408	131,618,955
経常活動資金収支差額	0	0	0
施設設備等資金収支差額	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
当期資金収支差額合計	0	0	0
前期末支払資金残高	0	0	0
当期末支払資金残高	0	0	0

(2) 監査の結果

下記の事項を除き、指摘すべき事項はない。

(指摘事項)

備品の管理について

青森県との委託契約書において、当協議会が管理を受託している備品の明細一覧表が別記3として明示されている。この備品のうち数点を現物実査したところ、携帯型対話装置、拡大読書機については確認することができなかった。これらの備品は青森県の所有であるが、備品供用票が見あらず、現品への備品シール貼付が徹底されて

いない状況である。県民福祉プラザ内に存在する備品は、①青森県の備品②協議会の備品③展示品業者の備品が混在しており、管理責任を履行するためには通常にも増して管理意識を高めるとともに、管理対象物品を改めて実地棚卸する必要がある。

第4 外部監査の結果に添えて提出する意見

1. 補助金について

1.1 社会福祉事業助成費補助金

(1) 福祉施設経営指導事業費

印刷製本費に関する起案書を閲覧したところ、金額基準（印刷の委託の場合は、100万円以下）により、県社協経理規程第56条第1項第1号を理由として随意契約とし、3社の見積書を添付していた。しかし、私どもが監査した限りにおいては、平成15年度の県社協の印刷業務は全てK社に委託しており、他の2社の見積書は、形式要件を満たすために添付されているものと感じられた。

また、経理規程上は、随意契約において全て予定価格を設けることになっているものと考えられるが、起案書上で予定価格が明示されていないものがあった。

（意見）

県社協業務の公共性、公益性を担保し、手続の公平性、透明性を明らかにするために、契約事務に関する原則を遵守するよう努めるべきである。

(2) ふれあいのまちづくり事業費

（意見）

市町村社協よりの実績報告は、平成16年4月中に実施報告書に活動実績報告書、助成金収入支出精算額内訳書、収支決算（見込）書抄本を添えて県社協会長に提出することになっている。監査した中に、4月初旬に市町村社協から収支決算（見込）書抄本をファックスで県社協に送信しているが、正式な文書としての提出が6月初旬になっている例があった。期日までに正式な収支決算書抄本を入手すべきである。

実績報告のための文書として助成金収入支出精算額内訳書と収支決算（見込）書抄本を求めているのは、当助成金による支出が正式な決算の中に適正に反映されているかを確認する趣旨であると思われるが、合計額の確認にとどまり、個々の支出科目の内訳と決算書の整合性の確認はなされていない。また、町村からの報告書で改善を要すると思われる事例が以下のようにあった。

- ① 支出内訳の記載が決算書と同じレベルの記載で内訳としての機能を果たしていない例。
- ② 支出内訳では一般的な費目別分類により記載しているものの、決算書では、それを事業毎に表示しており、県社協に提出された書類では、助成金の支出が決

算に反映されていることを確認するのが不可能な例。本事例の町村の社会福祉協議会の経理規程を確認したところ、事業毎に費用を集計する旨の規定はなく、社会福祉法人会計基準の定めによると定めている。現在の社会福祉法人会計基準では、事業毎に費用を集計する規定にはなっていないため、改めるよう指導することが必要である。

1.2 地域福祉権利擁護事業費補助金

(1) 支出の内容について

国と県のを比較すると、国の要綱では食糧費を補助対象経費に含めているのに対し、県の要綱では食糧費を補助対象経費から除いている。県社協では、食糧費を補助対象経費に含めており、県の交付要綱に整合していない。

（意見）

補助対象経費から除くか、除くことが実態にそぐわないのであれば県の交付要綱そのものを変更する必要がある。

(2) 委託について

（意見）

平成12年6月7日付社援地第1355号厚生省社会援護局局長通知「地域福祉権利擁護事業の実施について」別紙1において、「委託先からの委任はみとめられない」とされており、いわゆる再委託は禁止されている。一方、現状においては各基幹的社協のカバーする地域的範囲が広いことから、日常的金銭の預かり業務については市町村社協に「依頼」している状況である。確かに、日常的金銭の預かり業務については現状の方式がより現実的であり、全国的にもその傾向にあるとのことである。しかしながら、サービス利用に関わる契約は、県社協、基幹的社協、利用者の三者契約となっていることに鑑みれば、万一預かり物品が盗難・紛失にあった場合、責任の所在が曖昧になる感は拭えない。通知自体が地方の状況を理解していたのかどうかについても疑問があるが、少なくとも県社協、基幹的社協及び市町村社協との間の責任関係については整理しておく必要があると考える。

2. 委託料について

2.1 青森県福祉人材センター運営事業委託

(1) 福祉人材バンク業務委託費について

(意見)

県社協は、受託者である弘前市社協や八戸市社協よりの事業計画書や事業実績報告書を入し保管しているが、計画段階の予算と実績を比較し、その差の大きいものについて原因を把握する等のフィードバック作業をしていない。事業実績報告書を、予算額と実績を比較するフォームに変更するとともに、当該年度の特殊事項や予算と実績の差異の原因等について把握しておくことが望ましいと考える。

(2) 切手の管理について

福祉人材センター事業の通信運搬費に関連し、切手の管理について監査したところ、一般会計の福祉人材センター事業の切手と特別会計の民間社会福祉事業職員共済事業の切手が区分されることなく一緒になっていた。また、厳密な受払管理の記録も残されていなかった。

(意見)

切手は現金等価物であり、事故防止等の観点から受払記録を残すとともに、上記のように異なる会計区分の場合には、現物を分けて管理することが望ましい。

2.2 ねむのき会館管理運営事業委託

(1) 予算オーバーの支出について

(意見)

「ねむのき会館管理運営特別会計収支計算書」の支出の部をみると、小科目、中科目、大科目のそれぞれにおいて、予算をオーバーした支出が散見される。予算額は単なる見込額ではなく、現場に任された支出権限の範囲を示す額であるというのが予算制度の趣旨である。したがって、予算をオーバーする支出は本来できないものである。予算制度の硬直性を補うために、予備費の流用、小科目間での予算の流用、あるいは補正予算の承認等の制度が用意されているので、所定の手続の上、しかるべき承認権限者の承認後に支出していかなければならない。

(2) 現物寄附の受入時の会計処理について

(意見)

当会館では様々な資産の現物寄附を受けているが、受入時には何も会計処理をしていない。一定額以上の資産の寄附を受けた場合には、この資産を取得するために通常要する価額をもって寄附金収入とし、さらに、固定資産に計上して每期減価償却していく方法が妥当である。そのような処理をすることにより、財政状態とコスト計算結果が適正に表示される。

(3) 1社随意契約による支出行為について

平成15年度の事務費支出の修繕費の中に、1社随意契約によるもので、かつ、契約先と契約書や請書のやり取りがない次のような取引があった。

支出日	摘要	金額	契約先
6月2日	既設給水管漏水調査費	286,650円	A工業

1社随意契約で相見積をしなかった理由は、給水管の漏水が緊急を要する上、ゴールデンウィーク中に起きたために、時間的余裕がなかったからとのことである。ただし、相見積を取らないで1社との随意契約で行うことに関する理由を書いた書類や承認を受けた書類は無い。

(意見)

時間的余裕から1社随意契約とすること自体は適切な処理と思われるが、このように規定の原則方法と異なる扱いをする場合には、その理由と承認を受けた書類を伺い書等で残しておく必要がある。また、少なくとも契約者との請書のやり取りを行っておくことも必要である。

2.3 青森県障害者スポーツ振興事業委託

(意見)

障害者スポーツ強化事業の実績報告に関連し、収入支出決算書と領収書の突合をしたところ、以下のような改善を必要とする事項があった。助成金を受ける各団体に対し適切な指導をすることが望ましい。

- ① 報償費と旅費の合計を支払う際に、その区分が不明確な記載になっている領収書があった。
- ② 収入支出決算書の明細と領収書の金額が一致しないものがあった。
- ③ 日付が記載されていない領収書があった。

2.4 県民福祉プラザ管理運営委託

(1) 簿外となっている使用料の預金残高

県民福祉プラザ管理運営委託契約書(平成15年4月1日締結)において定められた受託業務範囲は、①プラザの管理運営、②プラザの土地、建物、付属設備及び備品の維持保全、③プラザ利用者に対する便宜の供与の業務、④県民ホール及び研修室に係る使用料の収納事務であり、その委託料は当初契約ベースで131,780,000円である。

県民ホールや研修室を使用希望の利用者(団体)は、当協議会に連絡の上、使用申込書を提出し、使用承認書の交付(青森県県民福祉プラザ規則(平成10年3月30日青森県規則第31号))を受けた後、使用日の4日前までに県社協の銀行口座(青森銀行